

武公第24-12号
令和6年7月26日

公 告

武田薬品健康保険組合
理事長 安藤 裕子

規約の一部変更について

当組合の適用事業所である下記事業所の事業所名称変更による組合規約第4条(別表)の変更を近畿厚生局長へ届出したので、健康保険法施行令第3条の2の規定に基づき公告いたします。

記

1. 組合規約の一部改定

(1) 第4条(設立事業所の名称及び所在地)の改定

- ① 武田技研サービス(株)が武田薬品工業(株)へ吸収合併されることにより削除する。施行日は、令和6年7月1日付とする。
- ② 武田薬品労働組合の所在地変更により変更を行う。
施行日は、令和5年4月1日付とする。

新	大阪市淀川区
旧	大阪市中央区

以 上